

序論

(1) 合併の必要性

亀山市・関町では、地方分権¹の進展により様々な行政需要に対応していけるよう、行財政基盤を強化し、個性的で魅力あるまちづくりを展開することが必要であります。そのための最も有効な手段として合併があります。

厳しい財政状況への対応と効率性の高い行政運営

我が国では、急速に進行している少子高齢化や高度情報社会の進展への対応など多様化・高度化する市民ニーズに対応した新しい行政サービスの推進、簡素で効率的な行政運営や市民と行政の協働関係の上に立った施策の推進が求められています。

このため、亀山市・関町においても、財政基盤の強化と効率的な行財政運営を行い、住民にとって暮らしやすい環境をつくり、親しみやすい開かれた行政を推進していく必要があります。

地方分権の推進

社会経済に関わる環境が変化する中、地域住民の福祉の向上や個性豊かな地域づくりを実現するため地方自治体が主体的に行う地方分権の更なる推進が必要とされています。

このため、様々な行政需要に対応できる政策立案能力や事業遂行能力等を有する職員の育成を行い、組織体制の充実など自治能力の高い自治体を築いていく必要があります。

個性あるまちづくり

亀山市・関町は、旧東海道の歴史・文化的なつながりや住民同士の結び付きが強く、また、鈴鹿山系や鈴鹿川水系などを共通の資源として共に育んできました。さらに、両市町では、これまでに行政区域を越えた工業団地の開発や一部事務組合²による老人福祉施設の運営を行ってきています。また、関町からの事務委託により消防救急業務やごみ処理など日常生活に密接に関する事務にも取り組んできました。

今後もこれまでの行政水準を維持しながら、より一層の住民福祉の増進を図り小規模な市であっても個性と存在感を持つとともに、住民にとって顔が見える行政や地域住民が主体となったまちづくりの推進を図る必要があります。

1 地方分権

県や市町村といった地方公共団体が自主性・自立性をもって、自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政を行っていくこと。

2 一部事務組合

地方公共団体などが、団体の事務または機関委任事務の一部を共同処理するために設ける地方公共団体の組合。

(2) 計画策定の方針

1) 計画の趣旨

この計画は、亀山市と関町が合併後に新市を建設していくためのまちづくりの基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定し、住民参画を得てその実現を図ることにより、両市町住民の一体感の醸成や更なる住民福祉の向上を図って新しい時代に相応しい分権社会の形成を目指すものであります。

2) 計画の期間

この計画は、新市の将来方向を展望した長期的なまちづくり計画として、合併後15年間（平成17年度～平成31年度）を見通して、新市の方向性を示すものです。